

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



町県民税の納税通知書を送付します

本年度の町県民税納税通知書を、6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先で受け取ってください。

※公的年金からの特別徴収は、4月1日現在公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし、次の場合には対象になりません。

- ・公的年金の年額が18万円未満の場合

- ・介護保険料が公的年金から特別徴収(引き落とし)されていない場合

※所得の種類によっては特別徴収と普通徴収の両方の通知書が届く場合があります。

●町県民税の減免について

本町の町県民税の納税義務者の方で表に該当する方は減免の適用を受けられますので、納期限までに申請してください。(申請には印鑑が必要です。)詳細は、お問合せください。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

町県民税の減免対象者と申請に必要な書類

対象	減免の対象となる町県民税額	申請に必要なもの
生活保護法の規定による保護を受ける方	保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	印鑑
当該年度の賦課期日(1月1日)現在、勤労学生である方(前年中の合計所得金額が、65万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下)	税額の全部	印鑑、学生証・在学証明書(卒業生の方は卒業証書)のコピー
雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格を有する方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	当該基本手当の支給対象となった日から当該基本手当を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	印鑑 雇用保険受給資格者証
前年の合計所得金額が200万円以下で、今年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比べて2分の1以下に減少すると認められる方	合計所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額	印鑑 本年中の所得が前年所得の2分の1以下になると見込まれることが分かる書類(本年の所得見込額に関する計算書等)
本年1月2日以後に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方 ※相続人による申請	死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	印鑑(相続人)
震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害の状況に応じて判断されます	印鑑 り災証明書

税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の

税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 6月14日(水)午後2時～4時(二人30分以内)

ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日まで税務課へ電話でご予約ください。

その他

- ・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また申告書等の税務書類の作成も行いません。
- ・プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課

内線175・176



国民年金保険料免除制度 平成29年度受付 7月3日開始

国民年金は、20歳から60歳までの40年間納付することになりますが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には、国民年金保険料の納付を免除または猶予する制度があります。

ただし、この制度を利用した期間については、年金受給資格期間には算入されますが、免除を受けた期間は年金額が減額され、納付猶予された期間は年金額には反映されません。将来、有利な年金を受け取るために、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることもできます。

また、免除・納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合に受給資格があれば、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

●免除・納付猶予の対象となる方

- ・前年の所得(収入)が少なく、保険料の納付が困難な方
- ・失業により、保険料の納付が困難な方(「雇用保険受給資格者証」「離職票」等が必要)

申請免除

- 全額免除** 保険料の全額が免除されます。
- 4分の3免除** 保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1を納付するものです。
- 半額免除** 保険料の半額を免除し、残りの半額を納付するものです。
- 4分の1免除** 保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3を納付するものです。
- ※免除を受けるには、本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象となります。

納付猶予

所得が少ない50歳未満の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

※納付猶予を受けるには、本人・配偶者の所得が審査の対象となります。

必要なもの 年金手帳・印鑑

今年度新たに免除(納付猶予)の申請ができる期間 平成29年7月～平成30年6月

申請受付開始 7月3日(月)

申請・問合せ先 中村年金事務所 ☎(453)7200 役場 住民課 内線121